

住宅扶助等について

平成26年5月16日

厚生労働省社会・援護局保護課

目 次

<住宅扶助>

○ 住宅扶助に関する論点について	P 3
○ 住宅扶助の検討スケジュール（案）について	P 5
○ 住宅扶助特別基準額の水準の検証方法（案）について	P 6
○ 平成20年住宅・土地統計調査における調査項目等	P 8
○ 検証手法のイメージ	P14
○ 住宅扶助特別基準額の改定方法について	P25
○ 住宅扶助特別基準額の改定状況について	P26
○ 住宅の質に応じた適切な住宅扶助の支給について	P28

<その他>

○ 他の扶助（生活扶助・住宅扶助以外）及び加算制度に関する主な意見について	P31
○ 児童養育加算の概要	P32
○ 母子加算の概要	P33
○ 母子加算の経緯について	P34
○ 冬季加算の概要	P35
○ 教育扶助の概要	P36
○ 高等学校等就学費の概要	P37

住宅扶助に関する論点について

住宅扶助に関する主な論点

[論点①：住宅扶助特別基準額の水準について]

- 現行の都道府県、指定都市、中核市別に定めている住宅扶助の特別基準額の水準が、一般低所得世帯の家賃実態と比べて妥当なものとなっているか否か検証するため、どのような調査を用いて、どのような集計・比較を行うべきか。

[論点②：住宅扶助特別基準額の改定方法について]

- 毎年度基準額を改定するに当たって、どのような方法が客観的で国民にわかりやすく、かつ、一般国民との均衡を図る観点から適当か。

[論点③：住宅扶助の適正化のための運用について]

- 住宅扶助（家賃）の支給について、住居の質を適切に反映したものとするための運用としては、どのようなものが考えられるか。

[その他]

- 家賃相場に見合わない劣悪な居住環境であるにもかかわらず高額な家賃を受給者から搾取するような悪質な貧困ビジネスに対して、どのような対応策が考えられるか。

※ これらの検討に当たっては、統計上の制約や地方自治体の負担も留意する必要がある。

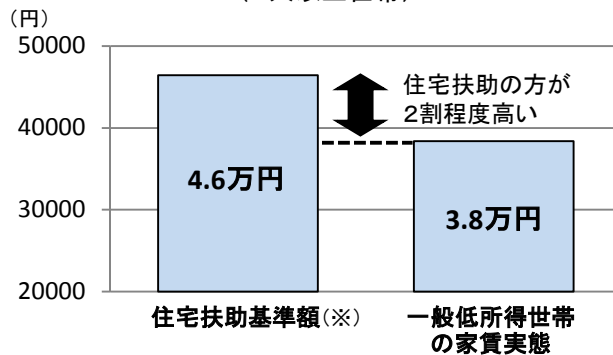
住宅扶助

《参考》財政制度等審議会（平成26年3月28日開催）資料

- 住宅扶助は、地域別、世帯人数別に定められた基準の範囲内で実費が支給される。（東京6万9800円、札幌市4万6000円（1・2級地、2～6人世帯））
 - このため、一般低所得世帯の家賃の動向と離れて上限にはりついている可能性。（民営住宅の場合、約4割が上限の95～105%の家賃）
- （参考）同一の住居群で被保護世帯が一般世帯よりも高額の家賃で契約している事態が散見。（26年3月会計検査院報告書、25年予算執行調査）

住宅扶助基準の水準

住宅扶助と一般低所得者の家賃実態の比較
（2人以上世帯）



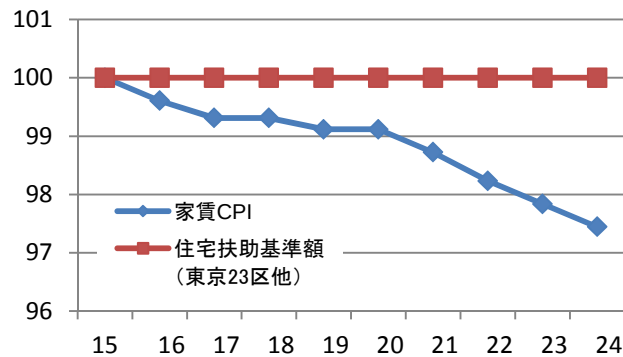
（注）一般低所得世帯（世帯収入300万円未満）の家賃実態は、全国消費実態調査（平成21年度）のデータに基づき財務省で試算。各世帯に対応する住宅扶助基準額を算出。

（※）住宅扶助基準は住宅扶助の上限であり、この範囲内において家賃実費が支給される。

- ・これまで住宅扶助基準の水準の検証は行われていない。今回の試算では、住宅扶助基準額は一般低所得者世帯の家賃実態よりも2割程度高いとの結果。
- ・一般低所得世帯の家賃実態との均衡を図るため、専門的・技術的検証を速やかに実施し、住宅扶助基準の水準を適正化すべき。

住宅扶助基準の改定方式

住宅扶助基準と家賃CPIの推移
（平成15年＝100）



（出典）「消費者物価指数年報（平成24年）」

- ・近年、家賃CPIが下落しているにもかかわらず、住宅扶助基準額は据え置きとなっている。

（参考）現行の改定方式

- ① 前年度基準額
 - ② 家賃CPIの伸びを勘案した額
 - ③ 被保護世帯97%カバー額
- のうち、2番目にくるものに準拠して改定。

- ・家賃CPIとの連動性を高めた改定方式に変更すべき。

「貧困ビジネス」への対応

○無料定額宿泊施設等で住居とともに生活サービスを提供し、その対価として生活保護費を搾取。以下の特徴がある。

- ・高額、趣旨不明な利用料の徴収
- ・入所者の意に反するサービス提供
- ・保護費を本人が自由に使えない 等

○「違法貸しルーム」（いわゆる「脱法ハウス」）のように、多人数の居住実態がありながらオフィス等と称して、建築基準法違反の疑いのある状況で使用されている劣悪な物件もある。

○規制強化の要望

「「貧困ビジネス」については、住居とともに生活サービスを抱き合わせで提供し、その対価という名目で生活保護費を搾取している。抱き合わせ契約を行っている無料低額宿泊所等に対して新たな法規制を講じる必要がある。」（「生活保護制度に関する国と地方の協議に係る中間とりまとめ」（平成23年12月））

- ・生活サービスの提供については、規制する法的根拠が無い状態。法的位置付けの無い施設は、実態把握すら困難。

（注）無料低額宿泊施設（社会福祉法の届出対象）に対しては、厚労省から「指針」を発出しているが、拘束力は無い。

- ・実効性のある規制の枠組みの検討が必要。

住宅扶助の検討スケジュール(案)について

5月16日	第17回生活保護基準部会 住宅扶助に関する論点、検証手法について議論
5月30日	第18回生活保護基準部会 ・住宅扶助に関する論点、検証手法を整理 ・平成20年住宅・土地統計調査の個票データの特別集計方法について整理
6月以降	平成20年住宅・土地統計調査の個票データの特別集計開始
7月～10月	住宅・土地統計調査の特別集計結果を当部会へ報告 → 住宅扶助特別基準額の水準、住宅扶助の改定方法について議論・検証
11月	住宅扶助に関する検討結果のとりまとめ

※1 本スケジュール(案)については、今後の議論の状況等を踏まえ、変更があり得ることに留意。

※2 住宅扶助以外の扶助・加算についても随時議論を進める。

住宅扶助特別基準額の水準の検証方法(案)について

- 現行の住宅扶助特別基準額により保障される住宅の水準が、一般低所得世帯における住宅の水準と均衡が図られているか、家賃の額及び住宅の質の両面で検証する。

検証に使用するデータ

一般世帯の家賃、住宅の質に関するデータ

<平成20年住宅・土地統計調査>

調査対象	住宅、住宅以外で人が居住する建物、これらに居住している世帯について、約350万住戸・世帯
調査時期	平成20年10月1日現在（5年ごとに実施）
調査項目	(1) 住宅等に関する事項 居住室の数及び広さ、所有関係に関する事項等 (2) 住宅に関する事項 家賃又は間代に関する事項、建築時期、床面積、設備に関する事項等 (3) 世帯に関する事項 世帯構成、年間収入等 (4) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 通勤時間、現住居に入居した時期等
※詳細はP8～P13	
調査方法	調査員が世帯を訪問し、調査票を配布し、世帯が記入した調査票を調査員が回収する。

- 地域(都道府県・級地)、年間収入別など詳細なクロスにより、支払家賃額、住宅の質(広さ、トイレ・浴室等の有無など)を検証するため、平成20年住宅・土地統計調査の個票データを総務省から借り受け、特別集計する。

被保護世帯の家賃、住宅の質に関するデータ

<被保護者全国一斉調査>

- 現在、生活保護受給世帯の居住実態については、毎年、被保護者全国一斉調査（平成24年度より被保護者調査）により、実際家賃・間代の金額階級別の世帯数を「公営住宅等」「その他（民営住宅）」別に把握している。

<生活保護受給世帯の居住実態に関する調査（仮称）の実施>

- 住宅扶助特別基準額の水準の検証に資するデータを得ることを目的として、今年度中に生活保護受給世帯のより細かな居住実態に関する調査を実施する予定。
- 調査内容及び時期等については、地方自治体の負担なども考慮しつつ検討する必要があるが、以下の内容が考えられる。

調査時期（案）	平成26年7月又は8月
調査対象（案）	調査月において、訪問計画に基づく家庭訪問の対象となっている生活保護受給世帯のうち一定数
調査項目（案） ※ 住宅・土地統計調査の調査項目を参考として検討	(1) 住宅等に関する事項 居住室の室数及び畳数、住宅の所有関係 (2) 住宅に関する事項 家賃又は間代の額、建築時期、床面積、設備に関する事項（台所の形態、水洗トイレ・洋式トイレの有無、浴室の有無、洗面所の有無） (3) 世帯に関する事項 世帯構成、最低生活費
調査方法（案）	ケースワーカーが、賃貸契約書の記載内容及び家庭訪問時の目視等により確認

平成20年住宅・土地統計調査における調査項目等

平成20年住宅・土地統計調査の調査票にある調査項目は以下のとおり。なお、平成25年住宅・土地統計調査では一部調査項目に変更があることに注意。

調査項目	記入方法	選択肢
Ⅰ 世帯について		
世帯人員の合計	記述	「人」
各世帯員の男女の別	選択	「男」「女」
各世帯員の年齢	記述	「歳」
各世帯員の配偶者の有無	選択	「あり」「なし」
各世帯員の続き柄	選択	「本人(世帯の家計を主に支える人)」「配偶者」「子」「子の配偶者」「父母」「配偶者の父母」「孫」「祖父母」「兄弟姉妹」「他の親族」「その他」
世帯全員の1年間の収入(税込み)	選択	「100万円未満」「100～200万円未満」「200～300万円未満」「300～400万円未満」「400～500万円未満」「500～600万円未満」「600～700万円未満」「700～800万円未満」「800～900万円未満」「900～1000万円未満」「1000～1500万円未満」「1500～2000万円未満」「2000万円以上」
Ⅱ 世帯の家計を主に支える人について		
勤めか自営かなどの別	選択	「雇われている人(常雇(会社・団体・公社又は個人))」「雇われている人(常雇(官公庁))」「雇われている人(臨時雇)」「自営業主(農林漁業)」「自営業主(商工その他)」「無職(学生)」「無職(その他)」
(※ 平成25年調査の場合の「勤めか自営かなどの別」)	(選択)	(「雇われている人(正規の職員・従業員(会社・団体・公社又は個人))」「雇われている人(正規の職員・従業員(官公庁))」「雇われている人(労働者派遣事業所の派遣社員)」「雇われている人(パート・アルバイト・その他)」「自営業主(農林漁業)」「自営業(商工その他)」「無職(学生)」「無職(その他)」)

調査項目	記入方法	選択肢
Ⅱ 世帯の家計を主に支える人について(続き)		
通勤時間(片道)	選択	「自宅・住み込み」「15分未満」「15～30分未満」「30～45分未満」「45分～1時間未満」「1時間～1時間15分未満」「1時間15分～1時間30分未満」「1時間30分～1時45分間未満」「1時間45分～2時間未満」「2時間以上」
(※ 平成25年調査の場合の「通勤時間(片道)」)	(選択)	(「自宅・住み込み」「15分未満」「15～30分未満」「30～45分未満」「45分～1時間未満」「1時間～1時間30分未満」「1時間30分～2時間未満」「2時間以上」)
別世帯となっている子の住んでいる場所	選択	「別世帯の子はいない(子がない場合も含む)」「別世帯の子がいる(一緒に住んでいる)」「別世帯の子がいる(同じ建物又は同じ敷地内に住んでいる)」「別世帯の子がいる(徒歩5分程度の場所に住んでいる)」「別世帯の子がいる(片道15分未満の場所に住んでいる)」「別世帯の子がいる(片道1時間未満の場所に住んでいる)」「別世帯の子がいる(片道1時間以上の場所に住んでいる)」
(※ 平成25年調査の場合の「子の住んでいる場所」)	(選択)	(「子はいない」「子がいる(一緒に住んでいる(同じ建物又は同じ敷地内に住んでいる場合も含む))」「子がいる(徒歩5分程度の場所に住んでいる)」「子がいる(片道15分未満の場所に住んでいる)」「子がいる(片道1時間未満の場所に住んでいる)」「子がいる(片道1時間以上の場所に住んでいる)」)
(※ 平成25年調査の場合の「東日本大震災による転居」)	(選択)	(東日本大震災により転居したか「転居しなかった」「転居した」)
	(選択)	(上記で「転居した」の場合 ⇒ 転居の主な理由は何か「住居に住めなくなった」「その他」)
この住居への入居時期	選択	「平成20年」「平成19年」「平成18年」「平成17年」「平成16年」「平成13～15年」「平成8～12年」「平成3～7年」「昭和56年～平成2年」「昭和46～55年」「昭和36～45年」「昭和26～35年」「昭和25年以前」
(※ 平成25年調査の場合の「現住居への入居時期」)	(選択)	(「平成25年」「平成24年」「平成23年」「平成22年」「平成21年」「平成18～20年」「平成13～17年」「平成8～12年」「平成3～7年」「昭和56年～平成2年」「昭和46～55年」「昭和36～45年」「昭和26～35年」「昭和25年以前」)
前住居について、どこに住んでいたか	選択	「現住居と同じ市区町村」「他の市区町村」「外国」
	記述	上記で「他の市区町村」の場合 ⇒ 「都道府県」「市郡支庁」「区町村」

調査項目	記入方法	選択肢
Ⅱ 世帯の家計を主に支える人について(続き)		
前住居について、どんな住居に住んでいたか	選択	「民営の賃貸住宅(一戸建・長屋建)」「民営の賃貸住宅(共同住宅)」「都道府県・市区町村営賃貸住宅」 「都市再生機構(旧公団)・公社などの賃貸住宅」「給与住宅(社宅・公務員住宅など)」「持ち家(一戸建・長屋建)」「持ち家(共同住宅)」「親その他の親族の家」「下宿・間借り又は住み込み」「寮・寄宿舍」「その他」
その居住室全体の広さは何畳か	記述	上記で「民営の賃貸住宅(一戸建・長屋建)」「民営の賃貸住宅(共同住宅)」「都道府県・市区町村営賃貸住宅」 「都市再生機構(旧公団)・公社などの賃貸住宅」「給与住宅(社宅・公務員住宅など)」「持ち家(一戸建・長屋建)」「持ち家(共同住宅)」の場合 ⇒ 「畳」
(※ 平成25年調査の場合の「その居住室全体の広さは何畳か」)	(記述)	(上記で「民営の賃貸住宅(一戸建・長屋建)」「民営の賃貸住宅(共同住宅)」「都道府県・市区町村営賃貸住宅」 「都市再生機構(旧公団)・公社などの賃貸住宅」「給与住宅(社宅・公務員住宅など)」「持ち家(一戸建・長屋建)」「持ち家(共同住宅)」の場合 ⇒ 「畳」又は「平方メートル」)
Ⅲ この住居について		
居住室について、室数の合計	記述	「室」
居住室について、その畳数	記述	「畳」
持ち家か借家かなどの別	選択	「持ち家」「借家(民営の賃貸住宅)」「借家(都道府県・市区町村営賃貸住宅)」「借家(都市再生機構(旧公団)・公社などの賃貸住宅)」「借家(給与住宅(社宅・公務員住宅など))」「借間」 「住宅以外の建物(会社や学校の寄宿舍・旅館・宿泊所など)(賃貸など)」 「住宅以外の建物(会社や学校の寄宿舍・宿泊所など)(所有)」
1ヶ月の家賃又は間代及び共益費又は管理費	記述	家賃又は間代「円」 共益費又は管理費「円」
床面積	記述	床面積の合計(延べ面積)「平方メートル」又は「坪」 うち1階の床面積「平方メートル」又は「坪」

調査項目	記入方法	選択肢
Ⅲ この住居について(続き)		
建築の時期(完成の時期)	選択	「平成20年」「平成19年」「平成18年」「平成17年」「平成16年」「平成13～15年」「平成8～12年」 「平成3～7年」「昭和56年～平成2年」「昭和46～55年」「昭和36～45年」「昭和26～35年」「昭和25年以前」
(※ 平成25年調査の場合の「建築の時期(完成の時期)」)	(選択)	(「平成25年」「平成24年」「平成23年」「平成22年」「平成21年」「平成18～20年」「平成13～17年」「平成8～12年」 「平成3～7年」「昭和56年～平成2年」「昭和46～55年」「昭和36～45年」「昭和26～35年」「昭和25年以前」)
台所はどんな型か	選択	「独立の台所」「他の用途と兼用の台所(食事室兼用)」「他の用途と兼用の台所(食事室・居間兼用)」 「他の用途と兼用の台所(その他)」「他の世帯と共用の台所(流し)」
水洗トイレはあるか	選択	「ある」「なし」
(※ 平成25年調査の場合)	(削除)	(上記の設問は削除)
洋式トイレはあるか	選択	「ある」「なし」
(※ 平成25年調査の場合)	(削除)	(上記の設問は削除)
浴室はあるか	選択	「ある」「なし」
(※ 平成25年調査の場合)	(削除)	(上記の設問は削除)
洗面所はあるか	選択	「ある」「なし」
(※ 平成25年調査の場合)	(削除)	(上記の設問は削除)
高齢者等のための設備等	複数選択	「手すりがある(玄関)」「手すりがある(トイレ)」「手すりがある(浴室)」「手すりがある(脱衣所)」 「手すりがある(廊下)」「手すりがある(階段)」「手すりがある(居住室)」「手すりがある(その他)」 「またぎやすい高さの浴槽」「廊下などが車いすで通行可能な幅」「段差のない屋内」 「道路から玄関まで車いすで通行可能」「これらの設備はない」

調査項目	記入方法	選択肢
Ⅲ この住居について(続き)		
自動火災感知設備(住宅用火災警報器等)	複数選択	「寝室に設備がある」「台所に設備がある」「階段に設備がある」「廊下に設備がある」「その他に設備がある」 「設備はない」
(※ 平成25年調査の場合)	(削除)	(上記の設問は削除)
省エネルギー設備等のうち、太陽熱で水を温める温水機器等はあるか	選択	「ある」「なし」
省エネルギー設備等のうち、集光板に太陽光を集めて電力に換える発電機器はあるか	選択	「ある」「なし」
省エネルギー設備等のうち、二重サッシ又は複層ガラスの窓はあるか	選択	「すべての窓にある」「一部の窓にある」「ない」
Ⅳ 建物について		
居住世帯のない住宅	選択	「一時現在者のみの住宅」「二次的住宅(別荘)」「二次的住宅(その他)」「空き家(賃貸用)」「空き家(売却用)」「空き家(その他)」「建築中の住宅」
住宅の種類	選択	「専用住宅」「店舗その他の併用住宅」
建て方	選択	「一戸建」「長屋建」「共同住宅」「その他」
構造	選択	「木造(防火木造を除く)」「防火木造」「鉄筋・鉄骨コンクリート造」「鉄骨造」「その他」
腐朽・破損の有無	選択	「有」「無」

調査項目	記入方法	選択肢
Ⅳ 建物について(続き)		
建物全体の階数	記述	「階数」
敷地に接している道路の幅員	選択	「2m未満」「2～4m未満」「4～6m未満」「6～10m未満」「10m以上」「接していない」
(※ 平成25年調査の場合の「長屋建と共同住宅の場合の建物内総住宅数」)	(記述)	「住宅数」
(以下共同住宅のみ)エレベーターの有無等	複数選択	「無」「有」(エレベーター有の場合の防犯設備)「ドアの一部がガラス張り」「防犯カメラの設備」「これらの設備はない」
オートロックの別	選択	「オートロック式」「オートロック式ではない」
高齢者対応型住宅の別	選択	「高齢者対応型住宅である」「高齢者対応型住宅ではない」
敷地面積	記述	「敷地面積(㎡)」
建築面積	記述	「建築面積(㎡)」
Ⅴ 住環境について(調査区情報)		
公共下水道の有無	選択	「有」「無」
調査区の中心から最寄りの交通機関等までの距離	選択	「医療機関までの距離」「公園までの距離」「公民館・集会所までの距離」「緊急避難場所までの距離」「老人デーサービスセンターまでの距離」「郵便局・銀行までの距離」「保育所までの距離」「小学校までの距離」「中学校までの距離」について、距離の区分別(例:「250m未満」「250m～500m」「500m～1,000m」「1,000m～2,000m」「2,000m以上」)

※ 上記のほか、以下の内容を調査している。

- ・ 持ち家に居住している世帯のみを対象として、「住宅の建て替え、新築、購入などの別」、「住宅の増改築、改修工事等の有無」、「住宅の耐震診断の有無」、「住宅の耐震工事の有無」
- ・ 住居の敷地について、「所有地か、借地かなどの別」、「敷地面積」、「取得方法・取得時期等」

検証手法のイメージ①

論 点

- 一般低所得世帯における家賃の額と比較して、住宅扶助特別基準額はどの程度の水準なのか。
- 一般低所得世帯における住宅の質はどの程度のものなのか。

検証手法

⇒ 住宅・土地統計調査の個票データを特別集計し、①地域(都道府県・級地)、②世帯人数(単身世帯、2～6人世帯、7人以上世帯)、③住宅の所有関係(民間借家、公営借家)別に、以下の表を作成する。

	家賃の額 (A)	住宅扶助特別 基準額(B)との 比較 (B)／(A)	住宅の質に関するデータ				
			居住室の延べ面積		最低居住面積 水準を満たす世 帯の割合	水洗トイレ有 の割合	浴室有の割合
			〇㎡～〇㎡	〇㎡～〇㎡			
全世帯平均	〇〇円	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
～100万円	〇〇円	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
100～200万円	〇〇円	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
200～300万円	〇〇円	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
300～400万円	〇〇円	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
500万円以上	〇〇円	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%

※ 住宅・土地統計調査の年間収入は、年間収入階級別でしか把握できないことに留意(実額は把握できない)。

検証手法のイメージ②

論 点

- 住宅扶助特別基準額は一般世帯における家賃の額をどの程度カバーする水準なのか。
- 家賃の額に応じた住宅の質はどの程度のものなのか。

検証手法

⇒ 住宅・土地統計調査の個票データを特別集計し、①地域(都道府県・級地)、②世帯人数(単身世帯、2～6人世帯、7人以上世帯)、③住宅の所有関係(民間借家、公営借家)別に、以下の表を作成する。

住宅扶助特別基準額は、一般世帯における家賃額を低い順に並べた場合に下から○%をカバーする水準

	家賃の額 (A)	住宅扶助特別 基準額(B)との 比較 (B)／(A)	住宅の質に関するデータ				
			居住室の延べ面積		最低居住面積 水準を満たす世 帯の割合	水洗トイレ有 の割合	浴室有の 割合
			〇㎡～〇㎡	〇㎡～〇㎡			
平均家賃額	〇〇円	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
家賃額第1・十分位 (〇〇円～〇〇円)	〇〇円	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
家賃額第2・十分位 (〇〇円～〇〇円)	〇〇円	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
家賃額第3・十分位 (〇〇円～〇〇円)	〇〇円	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
家賃額第4・十分位 (〇〇円～〇〇円)	〇〇円	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
家賃額第5・十分位 (〇〇円～〇〇円)	〇〇円	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%

※ 家賃額第1・十分位とは、家賃額を低い順に並べた場合に下から10%に属する世帯

検証手法のイメージ③

論 点

- 被保護世帯の住宅の質は、家賃の額に応じてどの程度の水準なのか。
- 被保護世帯の住宅の質は、一般低所得世帯の住宅の質と比較してどの程度の水準なのか。
(家賃の額と住宅の質は見合ったものとなっているか。)

検証手法

⇒ 生活保護受給世帯の居住実態に関する調査（仮称）について、①地域（都道府県・級地）、②世帯人数（単身世帯、2～6人世帯、7人以上世帯）、③住宅の所有関係（民間借家、公営借家）別に、以下の表を作成し、被保護世帯の住宅の質と一般低所得世帯の住宅の質（検証手法のイメージ①、②）を比較する。

	家賃の額	住宅の質に関するデータ				
		居住室の延べ面積		最低居住面積 水準を満たす世 帯の割合	水洗トイレ有 の割合	浴室有の割合
		〇㎡～〇㎡	〇㎡～〇㎡			
全世帯平均	〇〇円	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
家賃の額が特別基準額 の70%未満の世帯	〇〇円	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
家賃の額が特別基準額 の70～80%の世帯	〇〇円	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
家賃の額が特別基準額 の80～90%の世帯	〇〇円	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
家賃の額が特別基準額 の90%以上の世帯	〇〇円	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%

検証手法のイメージ④

論 点

- 住宅扶助特別基準額は、標準的な質を備えた住宅に居住する一般低所得世帯の家賃の額と比較してどの程度の水準か。
- 標準的な質の住宅とは、どのような条件で抽出するか。
例えば、築2年未満を除く、居住面積が一定範囲内の住宅、水洗トイレ及び浴室有り、で抽出することが考えられる。

検証手法

⇒ 住宅・土地統計調査の個票データを特別集計し、標準的な質を備えた住宅に居住する世帯を抽出した上で、①地域(都道府県・級地)、②世帯人数(単身世帯、2～6人世帯、7人以上世帯)、③住宅の所有関係(民間借家、公営借家)別に、以下の表を作成する。

	～100万円	100～200万円	200～300万円	300～400万円	500万円以上
家賃の額(A)	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
住宅扶助特別基準額(B)との比較(B)／(A)	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%

住宅扶助特別基準額は、標準的な質を備えた住宅に居住する一般世帯における家賃額を低い順に並べた場合に下から〇%をカバーする水準

	家賃額第1・十分位 (〇〇円～〇〇円)	家賃額第2・十分位 (〇〇円～〇〇円)	家賃額第3・十分位 (〇〇円～〇〇円)	家賃額第4・十分位 (〇〇円～〇〇円)	家賃額第5・十分位 (〇〇円～〇〇円)
家賃の額(A)	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
住宅扶助特別基準額(B)との比較(B)／(A)	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%

検証手法のイメージ⑤

論 点

- 家賃に大きく影響を与える要素(床面積、築年数、住所地など)はどのようなものか。
- 家賃と住宅の属性との関係から、一般低所得世帯の家賃水準を推計できないか。

検証手法

- 住宅・土地統計調査の個別データから、床面積や築年数、住所地などを説明変数とした家賃関数を推定
- 一般低所得世帯における住宅の質や住環境から家賃水準を算出

$$\ln P = a + \sum_{j=1}^J b_j \cdot X_j$$



一般低所得世帯の住宅に関する情報を当てはめて家賃月額を推計

P : 家賃月額(円) ※ $\ln$ は自然対数
 X_j : 説明変数(住宅の属性(床面積や築年数など)や地域) ※必要に応じて対数をとる。
 J : 説明変数の数
 a, b_j : 係数 (住宅・土地統計調査の個別データから最小二乗法により定める。)

参考

- 公営住宅の家賃は、床面積や建設時からの経過年数、利便性などに応じた金額となっている。(19ページ)
- 全国消費実態調査(総務省統計局)における持ち家の帰属家賃※の推計に当たっては、住宅の構造、建築時期、延べ床面積などから家賃額を推計する式を用いている。(20, 21ページ)

※実際には家賃の受払いを伴わない自己所有住宅(持ち家住宅)についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、それを一般市場価格で評価したもの

《参考⑤－１》公営住宅の家賃について

➤ 家賃の決定

公営住宅の家賃は、入居者の収入、公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数等に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、事業主体が定める。

$$\text{家賃} = \text{①家賃算定基礎額} \times \text{②市町村立地係数} \times \text{③規模係数} \times \text{④経過年数係数} \times \text{⑤利便性係数}$$

①家賃算定基礎額

世帯収入(月額)	家賃算定基礎額	世帯収入(月額)	家賃算定基礎額
104,000円以下	34,400円	158,000円超186,000円以下	58,500円
104,000円超123,000円以下	39,700円	186,000円超214,000円以下	67,500円
123,000円超139,000円以下	45,400円	214,000円超259,000円以下	79,000円
139,000円超158,000円以下	51,200円	259,000円超	91,100円

②市町村立地係数

公示価格その他の土地の価格を勘案して0.7以上1.6以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値

③規模係数

当該公営住宅の床面積の合計を65㎡で除した数値

④経過年数係数

公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定める数値

⑤利便性係数

事業主体が公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案してイに掲げる数値以上ロに掲げる数値以下で定める数値

イ 0.5

ロ 次に掲げる数値のうち、いずれか小さい数値

・1.3

・1.6を市町村立地係数の数値で除した数値

《参考⑤－２》全国消費実態調査における持ち家の帰属家賃の推計方法について

持ち家の帰属家賃とは、実際には家賃の支払いを伴わない自己所有住宅(持ち家住宅)についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、それを一般市場価格で評価したものである。

持ち家の帰属家賃の推計方法

持ち家の帰属家賃の推計に当たっては、まず、平成20年10月に実施された住宅・土地統計調査の民営借家の個別データを用いて、全国を4ブロック[東京都、関東3県(埼玉県、千葉県、神奈川県)、近畿3府県(京都府、大阪府、兵庫県)、その他の道県](推計地域区分)に分け、それぞれについて、住宅の構造、建築時期、延べ床面積などを説明変数とする家賃関数を仮定して、回帰計算(最小二乗法)により係数を決定した。

持ち家の帰属家賃の推計式

$$\ln \frac{y(i)}{S} = \left(a_i + \sum_j b_{ij} x_j + c_i \ln S \right)$$

ダミー変数、係数一覧は次ページ

i	各ブロック
y	1か月の家賃(円)
x_j	住宅の属性(住宅の構造など)及び地域区分を表すダミー変数
S	延べ床面積(平方メートル) ※業務用面積を除いた面積
a_i, b_{ij}, c_i	係数

次に、全国消費実態調査の調査世帯のうち持ち家世帯について、上記で決定した家賃関数に個々の世帯の住宅に関する情報を当てはめて得られる値に、消費者物価指数の全国の「民営家賃」の平成21年10月(全国消費実態調査実施時)の指数値と20年10月(住宅・土地統計調査実施時)の指数値の比を乗じた推計値をもって、当該世帯の持ち家の帰属家賃とした。

表1－1 推計地域区分及びダミー変数

推計地域区分	①東京都 $i = 1$	②関東3県 $i = 2$	③関西3府県 $i = 3$	④その他の道県 $i = 4$
ダミー変数	〈住宅の構造〉 base : 木造住宅、防火木造一戸建及び防火木造長屋建 x_1 : 非木造一戸建、非木造長屋建及び防火木造共同住宅 x_2 : 非木造共同住宅			
	〈建築時期〉 base : 平成16年～ x_3 : 平成8年～15年 x_4 : 平成3年～7年 x_5 : 昭和56年～平成2年 x_6 : 昭和46年～55年 x_7 : ～昭和45年			
	〈水洗トイレの有無〉 x_8 : 水洗トイレあり			
	〈地域ダミー〉 表1－2参照	〈地域ダミー〉 表1－2参照	〈地域ダミー〉 表1－2参照	〈都市階級〉 base : 町村、人口10万未満の市 x_9 : 人口10万以上30万未満の市 x_{10} : 人口30万以上100万未満の市 x_{11} : 人口100万未満の市 〈地域ダミー〉 表1－2参照

表2 係数一覧表

		東京都	関東3県	関西3府県	その他の道県
切片	a_i	9.52149	9.51003	9.28648	9.03565
延べ面積対数	c_i	-0.44731	-0.54203	-0.52567	-0.57951
住宅の構造	b_{i1}	0.03005	0.02277	0.10154	0.08258
	b_{i2}	0.12169	0.09293	0.20414	0.14006
建築時期	b_{i3}	-0.04823	-0.03612	-0.05170	-0.04591
	b_{i4}	-0.09085	-0.08946	-0.10421	-0.10800
	b_{i5}	-0.13430	-0.13502	-0.14659	-0.18965
	b_{i6}	-0.21278	-0.22923	-0.23435	-0.30961
	b_{i7}	-0.29849	-0.31054	-0.37347	-0.43855
水洗トイレの有無	b_{i8}	0.13756	0.19471	0.12725	0.25825
地域、 都市階級、 地方	b_{i9}	-0.11173	-0.10443	-0.09836	0.03928
	b_{i10}	-0.22781	-0.21511	-0.19725	0.09891
	b_{i11}	-0.30498	-0.30674	-0.30991	0.22095
	b_{i12}	-0.42022	-0.40324	-0.41929	-0.05277
	b_{i13}	-0.53141	-0.49891		-0.09620
	b_{i14}	-0.68253	-0.57377		-0.13130
	b_{i15}				-0.19191

表1－2 地域ダミー変数

1 東京都

base	東京都	千代田区	中央区	港区	新宿区	目黒区	渋谷区			
$x_{1,9}$	東京都	文京区	台東区	品川区	世田谷区	中野区	杉並区	豊島区	武蔵野市	
$x_{1,10}$	東京都	墨田区	江東区	大田区	北区	荒川区	三鷹市	調布市	狛江市	
$x_{1,11}$	東京都	板橋区	練馬区	江戸川区	府中市	小金井市	国分寺市	国立市	西東京市	
$x_{1,12}$	東京都	足立区	葛飾区	立川市	小平市	日野市	東久留米市	多摩市	稲城市	
$x_{1,13}$	東京都	八王子市	昭島市	町田市	東村山市	福生市	東大和市	清瀬市	武蔵村山市	羽村市
$x_{1,14}$	東京都	青梅市	あきる野市	日の出町	檜原村	奥多摩町	大島町	利島村	新島村	神津島村
		御蔵島村	八丈町	青ヶ島村	小笠原村					三宅村

2 関東3県
(省略)

4 その他の道県

base	東海	近畿
$x_{4,12}$	関東	
$x_{4,13}$	北陸	中国
$x_{4,14}$	東北	四国
$x_{4,15}$	北海道	沖縄

3 関西3府県
(省略)

《参考》最低居住面積水準を満たす世帯等について

○最低居住面積水準を満たしている世帯の割合（平成20年住宅・土地統計調査 第60表を加工）

	年間収入階級															
	総数		100万円未満		100～200		200～300		300～500		500～700		700～1000		1000万円以上	
	最低居住 面積水準 以上の世 帯	<再掲> 水準以 上の世 帯で設 備等の 条件を 満たし ている	最低居住 面積水準 以上の世 帯	<再掲> 水準以 上の世 帯で設 備等の 条件を 満たし ている	最低居住 面積水準 以上の世 帯	<再掲> 水準以 上の世 帯で設 備等の 条件を 満たし ている	最低居住 面積水準 以上の世 帯	<再掲> 水準以 上の世 帯で設 備等の 条件を 満たし ている	最低居住 面積水準 以上の世 帯	<再掲> 水準以 上の世 帯で設 備等の 条件を 満たし ている	最低居住 面積水準 以上の世 帯	<再掲> 水準以 上の世 帯で設 備等の 条件を 満たし ている	最低居住 面積水準 以上の世 帯	<再掲> 水準以 上の世 帯で設 備等の 条件を 満たし ている	最低居住 面積水準 以上の世 帯	<再掲> 水準以 上の世 帯で設 備等の 条件を 満たし ている
持ち家	99.3%	89.2%	99.1%	65.8%	99.3%	76.4%	99.3%	84.6%	99.3%	90.1%	99.3%	93.3%	99.4%	95.1%	99.5%	97.0%
1人	99.0%	82.6%	99.3%	62.8%	99.5%	77.6%	99.4%	87.0%	99.1%	90.8%	98.7%	93.5%	98.5%	94.6%	98.7%	95.9%
2人～5人	99.4%	90.5%	98.9%	70.3%	99.2%	75.5%	99.4%	84.0%	99.4%	90.3%	99.4%	93.7%	99.5%	95.5%	99.6%	97.4%
6人以上	98.1%	88.7%	92.9%	75.0%	94.3%	72.8%	96.3%	77.5%	97.4%	83.0%	98.3%	88.2%	98.8%	91.7%	98.9%	94.5%
公営の借家	91.1%	78.6%	94.5%	73.3%	93.4%	78.8%	90.9%	80.5%	87.4%	79.9%	83.8%	78.1%	82.1%	77.2%	82.6%	76.1%
1人	97.4%	78.3%	96.9%	72.0%	97.3%	79.2%	97.9%	82.6%	98.2%	82.3%	96.7%	83.6%	100.0%	89.5%	100.0%	83.3%
2人～5人	88.6%	79.5%	90.5%	76.1%	90.6%	78.9%	89.7%	80.5%	87.1%	80.4%	84.4%	79.0%	81.7%	77.0%	86.5%	78.4%
6人以上	40.6%	39.3%	33.3%	33.3%	41.4%	37.9%	39.3%	37.5%	43.0%	41.8%	36.7%	36.7%	55.6%	55.6%	0.0%	0.0%
民営借家	80.4%	66.3%	83.9%	57.8%	80.1%	56.5%	81.2%	64.5%	82.1%	71.1%	83.3%	76.3%	86.6%	81.5%	91.2%	87.9%
1人	76.2%	59.8%	85.3%	58.5%	80.0%	55.9%	79.8%	62.9%	77.2%	64.9%	72.8%	64.1%	73.9%	67.2%	82.0%	76.9%
2人～5人	85.9%	74.8%	77.6%	55.0%	80.6%	58.1%	83.5%	67.0%	86.7%	76.9%	89.7%	83.8%	92.4%	88.1%	94.9%	92.4%
6人以上	59.9%	50.5%	43.8%	25.0%	44.3%	32.8%	48.6%	38.5%	58.9%	47.9%	64.0%	55.3%	75.8%	68.4%	81.8%	77.3%

◇最低居住面積水準

二人以上の世帯で、床面積の合計（延べ面積）が次の算式以上を確保している。

10平方メートル×世帯人員＋10平方メートル（注1、注2）

単身世帯の場合は、以下のいずれかを確保している。

- (1) 29歳以下の単身者で、専用の台所があり、居住室の畳数が「4.5畳」以上
- (2) 29歳以下の単身者で、共用の台所があり、居住室の畳数が「6.0畳」以上
- (3) 30歳以上の単身者で、床面積の合計（延べ面積）が「25平方メートル」以上

注1 世帯人員は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算出する。ただし、これら

により算出された世帯人員が2人に満たない場合は2人とする。また、年齢が「不詳」の者は1人とする。

注2 世帯人員（注1の適用がある場合には適用後の世帯人員）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

◇水準以上の世帯で設備等の条件を満たしている

最低居住面積水準以上の世帯であって、専用の台所、水洗トイレ、浴室、洗面所のいずれの設備もある世帯。

○最低居住面積水準を満たしている世帯の割合（平成20年住宅・土地統計調査 付表第12表）

	最低居住面積 水準以上の世 帯	〈再掲〉 水準以上の世 帯で設備等の 条件を満たし ている
全 国	90.3%	79.5%
北 海 道	94.2%	75.4%
青 森 県	97.4%	70.2%
岩 手 県	96.5%	62.6%
宮 城 県	93.2%	75.2%
秋 田 県	97.2%	68.9%
山 形 県	96.3%	82.3%
福 島 県	94.9%	78.9%
茨 城 県	94.8%	83.1%
栃 木 県	93.7%	82.8%
群 馬 県	95.1%	83.3%
埼 玉 県	91.2%	84.4%
千 葉 県	90.4%	83.7%
東 京 都	78.9%	73.1%
神 奈 川 県	86.5%	80.3%
新 潟 県	94.7%	83.9%
富 山 県	96.7%	87.8%
石 川 県	95.4%	87.9%
福 井 県	95.8%	87.5%
山 梨 県	94.5%	85.6%
長 野 県	96.0%	80.2%
岐 阜 県	95.8%	86.2%

	最低居住面積 水準以上の世 帯	〈再掲〉 水準以上の世 帯で設備等の 条件を満たし ている
静 岡 県	93.4%	86.0%
愛 知 県	90.3%	84.3%
三 重 県	92.9%	80.5%
滋 賀 県	93.5%	85.8%
京 都 府	87.5%	78.5%
大 阪 府	85.5%	78.2%
兵 庫 県	92.1%	87.1%
奈 良 県	93.9%	86.2%
和 歌 山 県	94.1%	69.9%
鳥 取 県	95.5%	83.7%
島 根 県	95.7%	73.9%
岡 山 県	92.6%	76.2%
広 島 県	91.7%	78.1%
山 口 県	94.9%	79.3%
徳 島 県	93.8%	82.6%
香 川 県	95.4%	83.3%
愛 媛 県	94.4%	79.3%
高 知 県	93.5%	65.8%
福 岡 県	90.3%	77.0%
佐 賀 県	96.2%	70.7%
長 崎 県	93.3%	68.5%
熊 本 県	94.2%	78.9%

	最低居住面積 水準以上の世 帯	〈再掲〉 水準以上の世 帯で設備等の 条件を満たし ている
大 分 県	94.4%	79.5%
宮 崎 県	94.6%	81.9%
鹿 児 島 県	94.5%	75.0%
沖 縄 県	89.4%	80.0%
札幌市	90.3%	79.6%
仙台市	90.4%	80.5%
さいたま市	90.2%	84.6%
千葉市	91.1%	86.9%
特別区部	76.3%	70.1%
横浜市	87.6%	82.1%
川崎市	79.0%	71.4%
新潟市	92.4%	84.2%
静岡市	92.3%	84.8%
浜松市	92.2%	85.2%
名古屋市	85.8%	80.6%
京都市	83.1%	77.1%
大阪市	79.1%	71.7%
堺市	88.2%	82.5%
神戸市	91.9%	88.4%
広島市	88.4%	81.4%
北九州市	90.9%	84.4%
福岡市	84.4%	79.5%

○最低居住面積水準を満たしている世帯の割合（平成20年住宅・土地統計調査 追加集計 全国編・第8表、都道府県編・県別・第10表）

都道府県	1か月当たり家賃の額	年間収入階級												家賃の分布	住宅扶助特別 基準額
		総数		300万円未満		300～500		500～700		700～1000		1000万円以上			
		最低居住面積 水準以上の世帯	〈再掲〉 水準以上の世帯 で設備等の 条件を満たして いる	最低居住面積 水準以上の世帯	〈再掲〉 水準以上の世帯 で設備等の 条件を満たして いる	最低居住面積 水準以上の世帯	〈再掲〉 水準以上の世帯 で設備等の 条件を満たして いる	最低居住面積 水準以上の世帯	〈再掲〉 水準以上の世帯 で設備等の 条件を満たして いる	最低居住面積 水準以上の世帯	〈再掲〉 水準以上の世帯 で設備等の 条件を満たして いる	最低居住面積 水準以上の世帯	〈再掲〉 水準以上の世帯 で設備等の 条件を満たして いる		
全国	借家（専用住宅）総数	82.5%	69.8%	84.0%	65.0%	83.2%	73.0%	84.1%	77.7%	87.6%	83.0%	91.7%	89.1%	100.0%	
	50円未満	84.8%	65.2%	87.6%	59.1%	84.5%	67.7%	84.0%	73.9%	84.1%	77.0%	89.1%	85.1%	1.6%	
	50～10,000	84.3%	51.4%	88.5%	48.4%	80.3%	53.4%	77.6%	59.8%	82.8%	68.9%	77.9%	70.2%	3.7%	
	10,000～20,000	86.9%	71.4%	89.5%	71.1%	84.4%	69.4%	84.0%	73.5%	89.0%	82.9%	88.4%	85.2%	6.9%	
	20,000～40,000	78.9%	57.8%	81.1%	55.1%	78.3%	61.9%	77.7%	65.3%	85.2%	77.9%	91.2%	86.5%	18.6%	
	40,000～60,000	78.9%	65.5%	82.4%	65.4%	80.7%	69.1%	77.5%	69.0%	77.9%	70.2%	83.8%	77.3%	30.4%	
	60,000～80,000	83.6%	77.1%	85.1%	75.3%	85.1%	79.0%	85.4%	81.2%	87.1%	83.4%	88.2%	85.0%	21.8%	
	80,000～100,000	87.9%	83.2%	88.3%	81.3%	87.9%	82.6%	89.3%	85.7%	89.7%	87.1%	89.5%	87.7%	7.7%	
100,000円以上	94.6%	92.5%	93.5%	89.1%	93.2%	90.4%	94.5%	92.8%	96.1%	94.8%	97.8%	97.0%	7.0%		
岩手県	借家（専用住宅）総数	90.3%	60.6%	90.4%	49.7%	90.3%	68.5%	90.7%	75.5%	92.0%	76.1%	95.7%	87.0%	100.0%	＜1・2級地＞ 基準額 31,000円 1.3倍額 40,000円 ＜3級地＞ 基準額 25,000円 1.3倍額 33,000円
	50円未満	93.1%	55.2%	92.9%	42.9%	100.0%	57.1%	80.0%	80.0%	100.0%	100.0%	－	－	2.3%	
	50～10,000	86.1%	43.1%	87.2%	17.9%	87.5%	68.8%	83.3%	66.7%	75.0%	62.5%	100.0%	66.7%	5.7%	
	10,000～20,000	95.5%	70.5%	95.6%	64.7%	95.2%	76.2%	88.9%	77.8%	100.0%	75.0%	100.0%	50.0%	8.8%	
	20,000～40,000	86.6%	39.5%	87.8%	34.5%	83.7%	48.8%	81.8%	40.9%	88.9%	66.7%	100.0%	66.7%	29.9%	
	40,000～60,000	90.6%	66.3%	91.2%	62.8%	91.0%	69.2%	91.2%	73.7%	87.0%	65.2%	100.0%	75.0%	36.7%	
	60,000～80,000	94.7%	87.6%	97.1%	82.4%	93.2%	88.1%	95.5%	90.9%	96.0%	84.0%	87.5%	87.5%	13.4%	
	80,000～100,000	100.0%	94.4%	100.0%	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%	100.0%	100.0%	1.4%	
100,000円以上	100.0%	88.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	0.7%		
東京都	借家（専用住宅）総数	72.3%	64.3%	75.1%	63.5%	72.5%	63.6%	74.0%	67.9%	80.1%	76.0%	87.8%	85.6%	100.0%	＜1・2級地＞ 基準額 53,700円 1.3倍額 69,800円 ＜3級地＞ 基準額 40,900円 1.3倍額 53,200円
	50円未満	74.9%	63.9%	78.3%	60.9%	72.7%	65.9%	79.1%	72.1%	79.4%	73.5%	83.3%	77.8%	1.1%	
	50～10,000	77.0%	68.8%	89.9%	82.6%	75.0%	60.9%	55.9%	44.1%	54.3%	48.6%	71.4%	64.3%	2.2%	
	10,000～20,000	77.5%	72.4%	84.3%	80.1%	76.7%	69.4%	75.5%	60.8%	81.1%	77.8%	82.4%	79.4%	4.2%	
	20,000～40,000	74.2%	68.8%	75.5%	68.5%	73.0%	67.7%	72.7%	68.5%	85.3%	83.5%	91.3%	90.0%	9.3%	
	40,000～60,000	55.9%	44.2%	63.1%	47.1%	57.7%	46.4%	50.7%	43.7%	61.8%	53.3%	77.6%	75.0%	15.4%	
	60,000～80,000	62.4%	51.0%	72.2%	57.3%	63.8%	51.4%	56.7%	48.0%	54.7%	46.6%	60.4%	53.5%	27.0%	
	80,000～100,000	75.9%	67.5%	79.7%	68.3%	77.0%	68.3%	76.2%	68.8%	71.8%	65.7%	63.8%	60.3%	16.0%	
100,000円以上	91.9%	89.0%	91.5%	86.3%	90.2%	86.7%	91.4%	88.7%	93.9%	91.8%	96.1%	95.0%	21.6%		
石川県	借家（専用住宅）総数	89.0%	77.6%	92.0%	74.9%	88.8%	80.9%	90.9%	84.1%	91.9%	86.5%	96.0%	92.0%	100.0%	＜1・2級地＞ 基準額 33,100円 1.3倍額 43,000円 ＜3級地＞ 基準額 30,100円 1.3倍額 41,000円
	50円未満	96.8%	90.3%	100.0%	95.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	2.5%	
	50～10,000	81.3%	43.8%	75.0%	33.3%	100.0%	57.1%	100.0%	50.0%	100.0%	75.0%	100.0%	100.0%	2.6%	
	10,000～20,000	86.5%	74.3%	85.7%	71.4%	76.9%	69.2%	85.7%	71.4%	87.5%	87.5%	50.0%	50.0%	6.0%	
	20,000～40,000	81.1%	61.9%	87.2%	63.9%	81.0%	65.1%	87.5%	75.0%	77.8%	66.7%	100.0%	50.0%	24.4%	
	40,000～60,000	91.3%	80.8%	95.3%	80.2%	89.1%	82.6%	88.9%	79.6%	94.7%	89.5%	100.0%	80.0%	43.9%	
	60,000～80,000	95.0%	93.3%	97.5%	95.0%	95.1%	93.4%	94.3%	94.3%	100.0%	95.0%	100.0%	100.0%	14.6%	
	80,000～100,000	97.5%	97.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	3.2%	
100,000円以上	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1.2%		

住宅扶助特別基準額の改定方法について

現行の改定方法

- 住宅扶助特別基準額は、家賃物価指数の伸び率を基礎として、住宅扶助特別基準額の変動による住宅扶助受給世帯への影響を緩和するなどの観点から、所要の調整を行い、毎年度改定を行なっている。
⇒ 客観的で国民にわかりやすく、かつ、一般国民との均衡を図る観点から、改善する点はないか。

【①家賃物価指数改定額の算出】

- 現行の住宅扶助特別基準額(都道府県別・級地(1・2級地、3級地)別)に「地方別の家賃物価指数(持家の帰属家賃を除く家賃物価指数。以下同じ。)」の伸び率を乗じる。これを「物価指数改定額」とし、さらに以下のとおり増減幅の調整を行う。

【②調整】

- 「物価指数改定額」、「現行の基準額」、「住宅扶助受給世帯の実態家賃の下から97%をカバーする額に家賃物価指数の伸びを乗じて得た額(以下「97%カバー額」という。)」を比較し、2番目に高い額を次年度の改定額とする。

＜次年度の改定額＞						
現行の基準額	>	物価指数改定額	>	97%カバー額	→	物価指数改定額
97%カバー額	>	物価指数改定額	>	現行の基準額	→	物価指数改定額
現行の基準額	>	97%カバー額	>	物価指数改定額	→	97%カバー額（下げ止め）
物価指数改定額	>	97%カバー額	>	現行の基準額	→	97%カバー額（上げ止め）
物価指数改定額	>	現行の基準額	>	97%カバー額	→	現行の基準額（上げ止め）
97%カバー額	>	現行の基準額	>	物価指数改定額	→	現行の基準額（下げ止め）

※1 上記②で算定した改定額が現行の基準額より1,000円を超えない増額又は減額となる場合、改定は行わない。

※2 改定を行わなかった場合は、次年度の改定作業における「現行の住宅扶助特別基準額」は、上記②で算定した改定額(実線で囲まれた額)を使用する。

住宅扶助特別基準額の改定状況について

○ 過去5年間では、ほとんどの自治体の住宅扶助特別基準額は据置となっている。

※ 以下の表は、5年間における家賃物価指数の動向と住宅扶助特別基準額との関係を見るために、計算したもの。

地方別	住宅扶助特別基準額 (1・2級地、1.3倍額) ※ 指定都市・中核市除く	家賃物価指数(持ち家の帰属家賃除く。)			平成20年度特別基準額 ×5年間の家賃物価指数伸び率	(E)－(A)	住宅扶助特別基準額が、 住宅扶助受給世帯の家賃 の額を97%カバーする額 を超えている都道府県(平成20年度) ※ 指定都市・中核市除く	住宅扶助特別基準額が、 住宅扶助受給世帯の家賃の 額を97%カバーする額を 1,000円以上超えている 都道府県(平成20年度) ※ 指定都市・中核市除く	過去5年間(平成21年度～ 平成26年度)の特別基準額 改定実績(1・2級地、1.3倍 額) ※ 指定都市・中核市除く
	平成20年度 (A)	平成20年 (B)	平成25年 (C)	5年間の伸び率 (D) ((C)/(B))	((A) × (D)) (E)				
北海道	37,000円	102.9	98.7	0.959	35,500円	△1,500円	－	－	なし
東北	40,000円 ～ 45,100円	100.9	100.2	0.993	39,700円 ～ 44,800円	△300円	－	－	なし
関東	36,900円 ～ 69,800円	100.8	98.7	0.979	36,100円 ～ 68,300円	△800円 ～ △1,500円	茨城県、栃木県、埼玉県、 千葉県	栃木県	栃木県 平成26年度に△800円
北陸	39,000円 ～ 43,000円	101.8	96.9	0.952	37,100円 ～ 40,900円	△1,900円 ～ △2,100円	富山県	富山県	富山県 平成25年度に△1,000円
東海	41,800円 ～ 48,100円	100.1	97.8	0.977	40,800円 ～ 47,000円	△1,000円 ～ △1,100円	静岡県、三重県	－	なし
近畿	52,000円 ～ 55,300円	100.9	99.1	0.982	51,100円 ～ 54,300円	△900円 ～ △1,000円	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県	京都府	なし
中国	40,000円 ～ 46,000円	100.4	98.9	0.985	39,400円 ～ 45,300円	△600円 ～ △700円	岡山県、広島県	岡山県	なし
四国	38,000円	100.4	98.5	0.981	37,300円	△700円	－	－	なし
九州	35,700円 ～ 41,100円	101.2	99.0	0.978	34,900円 ～ 40,200円	△800円 ～ △900円	熊本県、大分県	熊本県、大分県	なし
沖縄	41,800円	99.1	101.1	1.020	42,600円	800円	－	－	なし

(注) (E)の額は実際の改定作業で算定した額ではない。

北海道:北海道

東北:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

北陸:新潟県、富山県、石川県、福井県

東海:岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

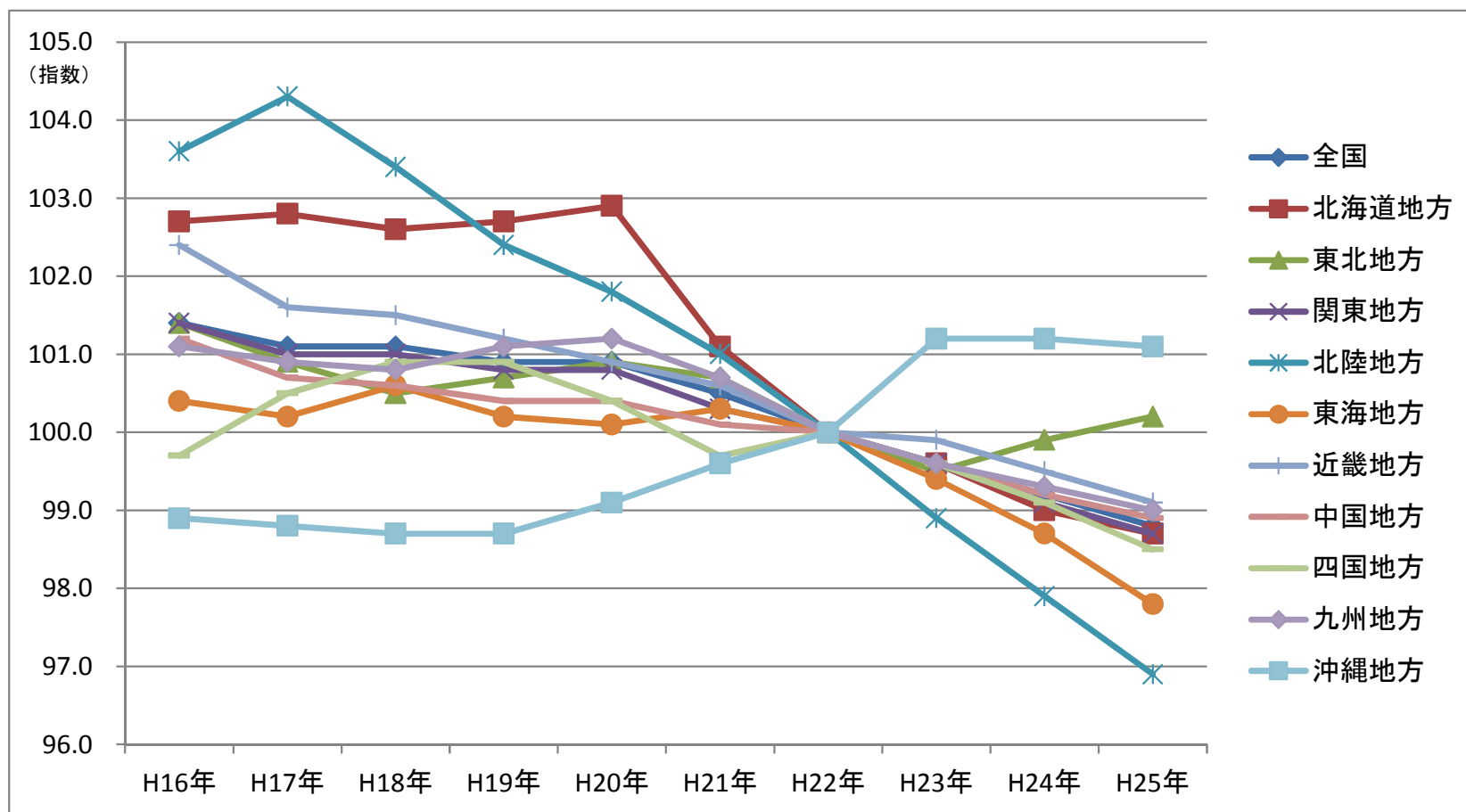
四国:徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄:沖縄県

《参考》地域別にみた物価(持ち家の帰属家賃を除く家賃)の推移

家賃の物価動向をみると、地域によって異なる動きをしている。



出典:総務省「消費者物価指数」(平成22年基準)

	全国	北海道地方	東北地方	関東地方	北陸地方	東海地方	近畿地方	中国地方	四国地方	九州地方	沖縄地方
H16年	101.4	102.7	101.4	101.4	103.6	100.4	102.4	101.2	99.7	101.1	98.9
H17年	101.1	102.8	100.9	101.0	104.3	100.2	101.6	100.7	100.5	100.9	98.8
H18年	101.1	102.6	100.5	101.0	103.4	100.6	101.5	100.6	100.9	100.8	98.7
H19年	100.9	102.7	100.7	100.8	102.4	100.2	101.2	100.4	100.9	101.1	98.7
H20年	100.9	102.9	100.9	100.8	101.8	100.1	100.9	100.4	100.4	101.2	99.1
H21年	100.5	101.1	100.7	100.3	101.0	100.3	100.6	100.1	99.7	100.7	99.6
H22年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
H23年	99.6	99.6	99.5	99.6	98.9	99.4	99.9	99.6	99.6	99.6	101.2
H24年	99.2	99.0	99.9	99.1	97.9	98.7	99.5	99.2	99.1	99.3	101.2
H25年	98.8	98.7	100.2	98.7	96.9	97.8	99.1	98.9	98.5	99.0	101.1

住宅の質に応じた適切な住宅扶助の支給について

- 現行制度において、「実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合」や、「世帯人員からみて著しく狭隘であると認める場合」など、最低生活としての住居として不適切な住居から転居する場合であって、実施機関が必要と認める場合は、転居費用(引越代、敷金等)の支給が可能となっている。
- 保護開始時において、安定した住居のない要保護者が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合であっても、住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合など実施機関が居住することが不適切と判断した場合は、敷金等の支給は認めない。
 - ⇒ 被保護世帯であるがゆえに合理的な理由もなく高額の家賃が設定されていると判断される場合に、転居指導等により家賃を適正化する効果的な方法はどのようなものが考えられるか。
 - ⇒ 被保護世帯の家賃の額が、住宅の質に見合ったものとなっているかどうか、近隣の同条件の家賃の額と比較して著しく高くなっていないかどうかを判断する方法としては、どのようなものが考えられるか。

転居の取扱いについて

○生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)(抄)

第7 最低生活費の認定の2 一般生活費の(7) 移送費のア中

(サ) 被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。

第7 最低生活費の認定の4 住宅費の(1) 家賃、間代、地代等中

カ 被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める額(※住宅扶助特別基準額。以下同じ。)以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。ただし、近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者については、この限りでない。

キ 保護開始時において、安定した住居のない要保護者(保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。)が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、オに定める額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと(住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合その他実施機関において居住することが不適切と認めた場合を除く。)

○生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)(抄)

問30 局長通知第7の4の(1)のイにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答 「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。

- 1 入院患者が実施機関の指導に基づいて退院するに際し帰住する住居がない場合
- 2 実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合
- 3 土地収用法、都市計画法等の定めるところにより立退きを強制され、転居を必要とする場合
- 4 退職等により社宅等から転居する場合
- 5 法令又は管理者の指示により社会福祉施設等から退所するに際し帰住する住居がない場合(当該退所が施設入所の目的を達したことによる場合に限る。)
- 6 宿所提供施設、無料低額宿泊所(社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設をいう。以下同じ。)等を一時的な起居の場として利用している場合であって、居宅生活ができると認められる場合
- 7 現在の居住地が就労の場所から遠距離にあり、通勤が著しく困難であって、当該就労の場所の附近に転居することが、世帯の収入の増加、当該就労者の健康の維持等世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる場合
- 8 火災等の災害により現住居が消滅し、又は居住にたえない状態になったと認められる場合
- 9 老朽又は破損により居住にたえない状態になったと認められる場合
- 10 世帯人員からみて著しく狭隘であると認められる場合
- 11 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合
- 12 住宅が確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合
- 13 家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合
- 14 離婚(事実婚の解消を含む。)により新たに住居を必要とする場合
- 15 高齢者、身体障害者等が扶養義務者の日常的介護を受けるため、扶養義務者の住居の近隣に転居する場合
または、双方が被保護者であって、扶養義務者が日常的介護のために高齢者、身体障害者等の住居の近隣に転居する場合
- 16 被保護者の状態等を考慮の上、適切な法定施設(グループホームや有料老人ホーム等、社会福祉各法に規定されている施設をいう。)に入居する場合であって、やむを得ない場合

《参考》会計検査院からの指摘

○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書「生活保護の実施状況について」(平成26年3月)(抄)

3 検査の状況

(2)生活扶助及び住宅扶助の状況

カ 住宅の家賃の額の差異の状況

近年、住宅扶助費の支給額は、図表1－2(略)のとおり、他の扶助に比べて増加率が高くなっている。そして、厚生労働省の平成23年被保護者全国一斉調査によれば、被保護世帯のうち借家又は借間に居住している世帯の数は、図表3－12(略)のとおり、継続して増加している。

また、住宅扶助については、23年6月に行われた「生活保護制度に関する国と地方の協議(事務会合)」において、被保護者との間であえて住宅扶助の上限額で契約を締結する業者がいるといった意見や、近隣価格を上回る被保護世帯向けの家賃相場が形成されているといった意見が示されている。

そこで、210事業主体を対象として、住宅扶助費をその地域における上限額で受給している被保護世帯が5世帯以上入居している集合賃貸住宅(公営を除く。)から1,778棟を抽出して、同一の建屋で、被保護世帯の住居に係る家賃額と、それ以外の住居(以下「一般住居」という。)に係る家賃額との差額についてみたところ、図表3－13(略)のとおり、112棟は被保護世帯に係る家賃額が一般住居に係る家賃額よりも高額となっている状況となっていた。

上記の112棟における家賃額の差額別の状況等をみたところ、図表3－14(略)のとおり、差額が月額10,000円を超える集合賃貸住宅も21棟見受けられ、この中には一般住居に係る家賃額の8割増しとなっている集合賃貸住宅も見受けられた。

上記について事例を示すと、次のとおりである。(略)

家賃額については、住居の専有面積や間取り、方角等により同一建屋であっても住居間で異なることが一般的であるが、前記の21棟については、全ての入居者が被保護世帯である集合賃貸住宅を除いて、各事業主体においても、被保護世帯が一般住居に係る家賃額よりも高額の家賃で契約している疑義があるとしていた。

これは、被保護世帯には保証人がいないなどの理由により保護を受けていない世帯と同額では家主が受入れを認めていないことなどが背景にあるとする事業主体も見受けられたが、住宅扶助は原則として毎月支給されるものであり、前記のとおり、事業主体が被保護者に代わって直接家主に家賃を支払うこともできるため、保証人がいないなどの場合でも家主は家賃収入を確実に得ることができることになる。

したがって、被保護者と家主との間で締結される賃貸借契約について、個々の状況にもよるが、被保護世帯であるがゆえに合理的な理由もなく高額の家賃が設定されていることはないか実態の把握に努めるとともに、適切な家賃額となっているかどうかを判断できるような仕組みを設けるなど、住宅扶助の適切な在り方について検討する必要がある。

他の扶助(生活扶助・住宅扶助以外)及び加算制度に関する主な意見について

生活保護における他の扶助(生活扶助・住宅扶助以外)や加算制度については、以下のとおり、速やかに検討を行うよう指摘されていることから、これらの意見を含めた各方面からの意見等を踏まえながら、順次議論を進めていくこととしてはどうか。

生活保護基準部会報告書(平成25年1月18日)

- 加算制度及び他の扶助制度についても、統計データの収集方法、検証手法の開発等について本部会において速やかに検討を行うべきである。その際は他の社会保障制度のこれまでの見直しなどを踏まえながら、今日におけるその本質的な意義等を考慮することが必要である。

経済財政諮問会議(平成26年4月22日)

<民間議員提出資料>

- 平成27年度予算においても、住宅扶助や冬季加算等の各種扶助・加算措置の水準が当該地域の類似一般世帯との間で平衡を保っているか否か、経済実勢を踏まえてきめ細かく検証し、適正化すべき。

<麻生議員提出資料>

- 生活扶助基準の見直しが25年度より実施されているが、各種扶助・加算の水準の検証は行われておらず、27年度予算編成において、各種扶助・加算制度の見直しを実施する必要。

<安倍総理発言>

- 民間議員から、病床再編、薬価を含めた診療報酬や介護報酬、生活保護等、社会保障給付の一層の充実・効率化に向けた具体的な御提言をいただきました。引き続き、諮問会議で議論を深め、社会保障を安定させ次世代にしっかり引き継ぐための骨太な方針を掲げて欲しいと思います。

財政制度等審議会(平成26年3月28日)財務省作成資料

<有子世帯の扶助・加算について>

- 各種加算・扶助を加えた有子世帯の生活保護水準は、低所得の一般有子世帯の消費水準を上回っている。
- 母子加算の水準は、母子加算の趣旨である「貧困の連鎖の防止や子どもの教育機会の確保」との関係が明らかではない。
- 児童養育加算、母子加算、教育扶助基準額、学習支援費の趣旨は重複する可能性がある。
- いずれの加算・扶助も現金給付であり、実際の用途は限定されない。

<冬季加算について>

- 光熱費(冬季増加額)の地域差は最大でも2倍弱であるのに対し、冬期加算は、北海道、東北、北陸では4倍以上となっている。
- 冬季加算は用途が限定されていないため、本来の趣旨とは別の支出に充てられている可能性があり、見直しが必要。

児童養育加算の概要

○ 加算の目的

- ・ 児童手当制度の創設により一般世帯において児童の健全育成のための養育費が支給されることとなったことに伴い、生活保護においても児童の教養文化的経費、健全育成に資するためのレクリエーション経費等の特別需要に対応するものとして、昭和47年創設。
- ・ 昭和47年以降、児童養育加算は、児童手当の効果が生生活保護受給世帯の子どもにも等しく及ぶよう、その額及び支給対象者を児童手当と同一となるよう改定してきたもの。
- ・ なお、児童手当は全額収入認定されるもの。

(参考) 児童手当法の目的

この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。(法第1条)

○ 基準額（児童1人当たり、月額・平成26年度）

- 15,000円（3歳未満）
- 10,000円（3歳以上小学校修了前、第1、2子）
- 15,000円（3歳以上小学校修了前、第3子以降）
- 10,000円（中学生）

※児童手当の支給額と同一

母子加算の概要

母子加算は、ひとり親世帯(母子世帯・父子世帯等)の生活保護受給世帯に対し、児童1人の場合で月額23,170円(在宅・1級地)を支給する。

○ 加算額(月額・平成26年度)

		児童1人	児童が2人の場合 に加える額	児童が3人以上 1人を増すごとに 加える額
在宅者	1級地	23,170円	1,830円	940円
	2級地	21,560円	1,710円	870円
	3級地	19,940円	1,600円	800円
入院患者又は社会福祉施設 もしくは介護施設の入所者		19,310円	1,550円	770円

○ 対象要件

父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童を養育しなければならない場合

※ 「これに準ずる状態」とは、父母の一方又は両方が

- ① 常時介護又は監護を要する身体障害者又は精神障害者である場合
- ② 引き続き1年以上にわたって入院中又は法令により拘禁されている場合
- ③ おおむね1年以上にわたって行方不明の場合や、引き続き1年以上遺棄していると認められる場合

※ 「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で障害等級表1～3級若しくは国民年金法施行令別表に定める1～2級に該当する障害のある者をいう。

※ 当該養育に当たる者が父又は母である場合であって、その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情になる場合を含む。)にあり、かつ、同一世帯に属するときは、該当しない。

母子加算の経緯について

1 母子加算創設の経緯

- 昭和24年、一人で子育てをする母親に対する追加的飲食物費として創設。

2 専門委員会における検証

- 平成16年「社会保障審議会生活保護制度の在り方に関する専門委員会」報告書において、次のとおり提言。

- ① 母子加算を含む保護基準は、平均的な一般母子世帯の消費水準より高い
- ② 一律・機械的な給付から世帯の自立に向けた給付に転換すること

(参考) 一般母子世帯と被保護母子世帯の消費水準の比較

【母子世帯(子1人)の生活扶助相当支出額】

第1・5分位所得の世帯	第3・5分位所得の世帯	平 均
78,626円	118,136円	121,061円

【生活扶助基準(子1人)】

基準額	116,086円
母子加算額	21,998円
合 計	138,084円

(平成11年度)

3 母子加算の見直し

- 一般母子世帯と被保護母子世帯の公平を図るとともに、被保護母子世帯の自立を促進するため、
 - ・16歳以上の子に係る母子加算は、平成17→19年度にかけて段階的に廃止。一方、高等学校等就学費を創設。
 - ・15歳以下の子に係る母子加算は、平成19→21年度にかけて段階的に廃止。一方、就労や職業訓練等を受けて自立に向けて努力している母子世帯を支援のための給付を創設。(母子加算復活の際に廃止)

4 母子加算の復活

民主党、社会民主党、国民新党による「三党連立合意書」を踏まえ、子どもの貧困解消を図るため、平成21年12月に復活。

※「三党連立政権合意書」(抄)(平成21年9月9日)

- 「子どもの貧困」解消を図り、2009年度に廃止された生活保護の母子加算を復活する。母子家庭と同様に、父子家庭にも児童扶養手当を支給する。
- H22.3.31 厚生労働大臣と全国生存権訴訟原告団及び弁護団で母子加算訴訟に係る基本合意を取り交わし

国(厚生労働省)は、母子家庭の窮状にかんがみ、子どもの貧困解消を図るために復活した母子加算については、今後十分な調査を経ることなく、あるいは合理的な根拠もないままに廃止しないことを約束する。

冬季加算の概要

1 冬季加算の趣旨

冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、11月～3月の生活扶助基準に上乗せして支給するもの

2 創設時期

昭和26年～

3 対象者

生活扶助を受給している被保護世帯

4 額の設定

冬季加算地域区分（Ⅰ区～Ⅵ区、都道府県単位）別、世帯人員別、級地別に設定

○冬季加算地域区分

地区別	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他の都府 県

○冬季加算額の例（2級地－1）

単位：月額・円

	単身世帯	3人世帯
青森市（Ⅰ区）	22,080	34,110
盛岡市（Ⅱ区）	15,780	24,440
福島市（Ⅲ区）	10,480	16,190
金沢市（Ⅳ区）	8,000	12,350
前橋市（Ⅴ区）	5,580	8,620
水戸市（Ⅵ区）	2,800	4,320

教育扶助の概要

教育扶助は、義務教育（小学校・中学校）に伴って必要となる費用（学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴って必要となるもの。以下参照。）について給付を行うもの。

区 分	内 容		基準額(月額)
基準額	学用品費	その他の教育費	小学校:2,210円 中学校:4,290円
	鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、ハーモニカ、笛、裁縫用具、体育用靴等の購入費	遠足、社会見学、展覧会等の校外活動費及び通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	
学級費等	学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等		小学校:700円以内 中学校:790円以内
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの(副読本的図書、ワークブック、和洋辞典)の購入費		実費支給
学校給食費	保護者が負担すべき給食費		実費支給
校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等		実費支給
通学交通費	通学に必要な最小限度の額		実費支給
学習支援費	学習参考書(教材代に含まれるものを除く。)購入費、課外クラブ活動費		小学校:2,630円 中学校:4,450円

※ 上記のほか、入学準備に必要な入学時の学童(学生)服、ランドセル、鞆、靴などについて、一時扶助として入学準備金が給付される(小学校:40,600円以内、中学校:47,400円以内)。

高等学校等就学費の概要

高等学校等就学費は、高等学校等就学に伴って必要となる費用（学用品、交通費、授業料その他高等学校等就学に伴って必要となるもの。以下参照。）について給付を行うもの。

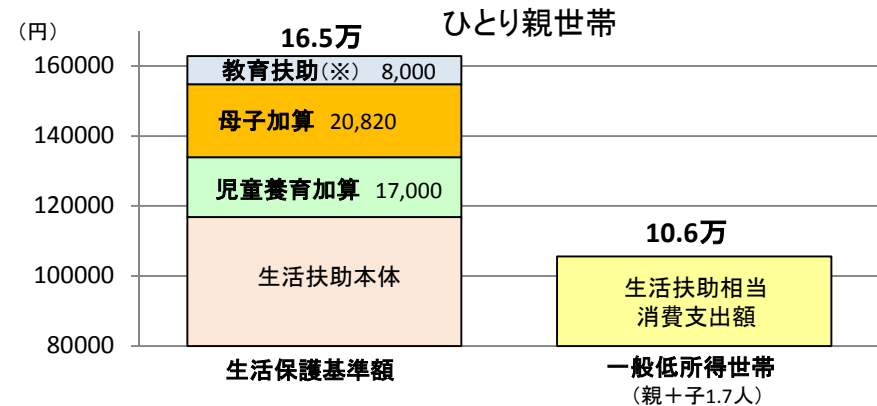
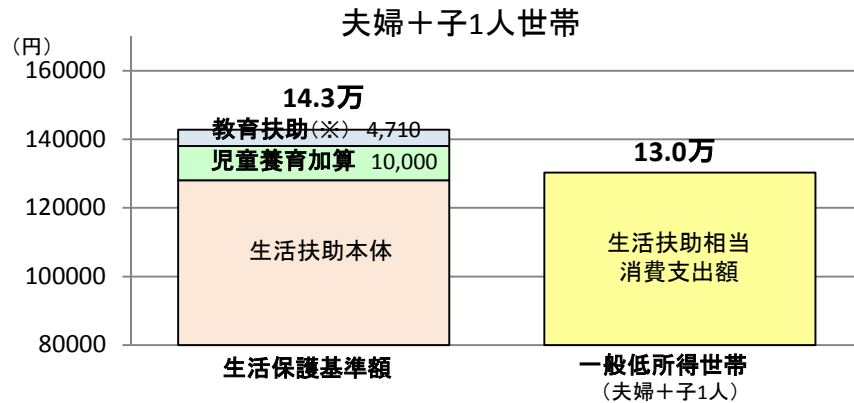
区 分	内 容		基準額(月額)
基本額	学用品費	その他の教育費	5,450円
	鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、楽器、体育用靴等の購入費	校外活動費、通学用品費等の購入費	
学級費等	学級費、生徒会費及びPTA会費等		1,960円以内
教材代	正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの(教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典)の購入費		実費支給
授業料	授業料		公立高校授業料相当額
入学料	入学料		公立高校入学料相当額
入学考査料	入学考査料		公立高校入学考査料相当額
通学交通費	通学に必要な最小限度の額		実費支給
入学準備金	学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等の購入費		63,200円以内
学習支援費	学習参考書(教材代に含まれるものを除く。)購入費、課外クラブ活動費		5,150円

※ 授業料については「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(平成22年法律第18号)第2号第1項各号に掲げるものに通学する場合(いわゆる高校無償化制度の対象者)は給付対象外。

有子世帯の加算・扶助

《参考》財政制度等審議会（平成26年3月28日開催）資料

○ 各種加算・扶助を加えた有子世帯の生活保護水準は、低所得の一般有子世帯の消費水準を上回っている。



(注) 一般低所得世帯(世帯収入300万円未満)の生活扶助相当消費支出額は、全国消費実態調査(平成21年度)の世帯類型別データに基づき財務省で試算。
生活保護基準額は、一般低所得世帯の級地別世帯数や子の構成が不明なため、もっとも水準が低くなる級地(主に地方の町村部(3級地-2))、子の構成(小学生)で算出。
(※) 教育扶助は、基準額と学習支援費の合計額。

有子世帯向けの各種加算・扶助

	子1人の場合・1か月分の支給額(円)			
	未就学児	小学生	中学生	高校生
児童養育加算 (中学生以下の児童数に応じて加算)	15,000	10,000		—
母子加算 (ひとり親世帯への加算)	19,700～22,890			廃止後、復活
教育扶助・基準額(※) (学用品等の経費)	—	2,150	4,180	5,300
教育扶助・学習支援費(※) (学習参考書、課外クラブ活動等の経費)	—	2,560	4,330	5,010

(※) 高校生は高等学校等就学費(生業扶助)。

母子加算廃止の際に、創設

(留意点)

- 母子世帯の生活保護水準が低・中所得の一般母子世帯の消費水準より高いとの検証結果を受けて、平成21年度までに母子加算を廃止するとともに、世帯の自立に向けた新たな給付に転換するとの考えに基づき、学習支援費、高等学校等就学費を創設。
平成21年12月に母子加算が復活したにもかかわらず、学習支援費、高等学校等就学費は継続。
- 母子加算の水準は、昭和51年に老齢加算(平成18年度に廃止)の1.3倍とされて以来、考え方は見直されておらず、母子加算の趣旨である「貧困の連鎖の防止や子どもの教育機会の確保」との関係が明らかではない。
- 児童養育加算、母子加算、教育扶助基準額・学習支援費の趣旨は重複する可能性。
- いずれの加算・扶助も現金給付であり、実際の用途は限定されない。

(注) 教育費支出の実績が教育扶助額の20%未満に止まる世帯が2割程度存在(「社会保障生計調査特別集計(平成23年度)」のデータに基づき財務省で試算)。

生活保護世帯と一般低所得世帯との間の不公平感を生じさせないためにも、有子世帯向けの加算・扶助のあり方・水準については総合的な見直しが必要。

冬季加算

《参考》財政制度等審議会（平成26年3月28日開催）資料

- 冬季は他の季節と比べて暖房費などが必要となるため、11月から3月まで、生活扶助基準に加えて、地域別、世帯人数別に定められた額を支給。

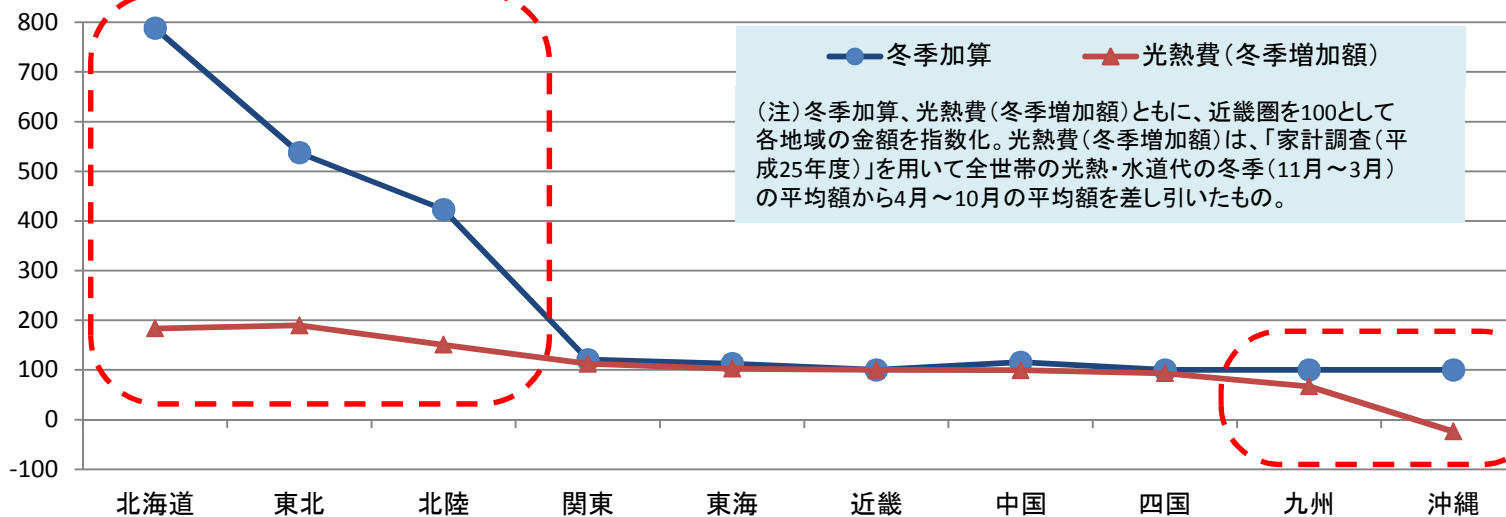
（参考）地区区分と冬季加算額（地方都市（2級地-1）、二人世帯の場合）

I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
北海道、青森、秋田	岩手、山形、新潟	宮城、福島、富山、長野	石川、福井	栃木、群馬、山梨、岐阜、鳥取、島根	その他
28,230円	20,190円	13,400円	10,220円	7,130円	3,580円

東京都から九州、沖縄まで全国が対象地域となっている。

地区ごとの冬季加算額の水準は妥当か。

冬季加算と光熱費（冬季増加額）の地域差



光熱費（冬季増加額）の地域差は最大でも2倍弱であるのに対し、冬季加算は、北海道、東北、北陸では4倍以上となっている。

九州や沖縄も冬季加算の支給対象となっているため、乖離が生じている。

生活保護世帯の光熱費（冬季増加額）の実績

	北海道	東北	北陸	関東	東海	近畿	中国	四国	九州
冬季加算額（円/月）	25,642	27,079	7,316	3,621	4,953	3,482	3,438	3,509	3,611
光熱費（冬季増加額）（円/月）	8,430	9,745	3,584	2,976	2,779	2,354	3,406	2,762	2,728

（注）「社会保障計調査特別集計（平成23年度）」（※）のデータに基づき財務省で試算。冬季加算額は各世帯の類型に応じた額を算出。

（※）同調査のサンプルに沖縄は含まれていない。

- 生活保護世帯の光熱費（冬季増加額）は全国的に冬季加算額を下回っており、特に北海道、東北、北陸で乖離が大きくなっている。
- 冬季加算は用途が限定されていないため、本来の趣旨とは別の支出に充てられている可能性があり、見直しが必要。